国東市妊産婦等交通費助成事業

出産医療機関等が遠方となる方の心身や経済的負担を軽減するため、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業、不妊治療等でかかる交通費・宿泊費を助成する制度です。

（1） 対象者

① 妊産婦健診等の受診時および申請時に国東市に住民票がある方

② 住民票から、妊婦健診等が可能な**最寄りの医療機関や助産所等（もしくは医師の指示等に基づき通院した医療機関等）までの距離が 20kmを超える方**

※最寄りの医療機関・距離は市の基準で判定します。

（2） 助成内容 ※利用サービスによって支給要件・支給回数が異なります。

	利用サービス名	助成要件	助成額（上限）	助成回数（上限）
交通費	A. 妊産婦健診 B. 出産 C. 産婦健診 D. 産後ケア（宿泊型・デイのみ） E. 乳幼児健診等 F. 不妊治療（生殖補助医療・男性不妊治療）	タクシー以外の交通手段を利用し、住所地から最寄りの医療機関等まで 20 km以上 30 km未満	1,000 円/回	A：14 回※1 B：1 回 C：2 回※1 D：7 回※2
		〃 30 km以上 40 km未満	1,500 円/回	
		〃 40 km以上 60 km未満	2,000 円/回	A：14 回※1 B：1 回 C：2 回※1 D：7 回※2 E：6 回 F： （生殖補助医療） 10回※3 （男性不妊治療） 5 回※3
		〃 60 km以上	2,500 円/回	
		〃 住所地から県外の医療機関等まで通院した場合 ※医師から紹介された方等が対象	5,000 円/回	
		タクシーを利用した場合で住所地から医療機関等までの距離が 20 km以上の場合	13,400 円/回 ※実費を上限	A、B、C：2回 ※1 （A、B、C 合わせて）
宿泊費	妊婦本人	妊婦健診・出産・産婦健診のため宿泊する場合 （産科医療機関から 20 km以上）	9,000 円/泊 ※実費を上限	A、B、C：5回 （A、B、C 合わせて） ※1
	付添い人 ※1 回につき付添い人 1 名	妊婦健診等のための直前の準備又は出産時の補助として宿泊（出産前後 5 日間） （産科医療機関から 20 km以上）	4,500 円/泊 ※実費を上限	5回

※1 A、C は妊産婦健康診査受診券を使用した健診に限ります。
※2 国東市産後ケア事業を利用した場合に限ります。
※3 保険適用のものに限ります。

（3）申請手続き

〇申請期限　出産日または最終の妊産婦健診･乳幼児健診･不妊治療等の受診日または産後ケアのサービスを利用した日の翌日から1年以内

※R8 年 3 月 31 日までの受診および利用分は旧制度の適用となりますのでご注意ください。

〇申請場所　国東市役所1階　子育て支援課

〇申請者　　妊産婦本人もしくは代理の方

（※代理の方が来る場合は身分証明等（顔写真付き）をお持ちください）

〇決定通知　申請後支給審査を行い、支給決定後に決定通知を送付します。

（4）申請に必要なもの

	A. 妊産婦健診、B. 出産、C. 産婦健診	D. 産後ケア	E. 乳幼児健診等	F. 不妊治療（生殖補助医療･男性不妊治療）
①	国東市妊産婦等交通費助成金交付申請書および請求書			
②	通帳（A. B. C. Dは妊産婦本人名義のもの） ※市への口座の登録がない方は『口座振込依頼書』（窓口でご用意しております）への記載が必要です。			
③	印　鑑			
④	母子手帳	産後ケアを利用したことが分かる書類※領収書等	母子手帳	治療にかかる領収書の写し
⑤	《該当者のみ》医師の指示などにより、最寄りではなく指定された医療機関へ通院の場合は、**医師の指示の確認できる書類（診断書等）**※書類が準備できない方は『自己申告書』へ記載をお願いします。			
⑥	《該当者のみ》交**通費にかかる領収書**。（タクシー利用時のみ）			
⑦	《該当者のみ》**宿泊した本人名義の領収書。**（宿泊場所、宿泊日、1泊料金の明細が分かるもの。ご家族で宿泊した場合、付添い人は1人分の申請となります。）			

≪お問い合わせ先≫
国東市役所　子育て支援課
母子保健係
☎（０９７８）―７２－５１１４